



# こ ども の けん 権利 じょう 条約



## じょう やく い ぎ 条約の意義

せ かい ひんこん う ぶ りよくふんそう ぎゃくたい じょうたい お くる こ かずおお  
世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などでひどい状態に置かれ、苦しんでいる子どもが数多くいます。この  
じょうやく かつこく げんじつ め む こ ひと けんり じゆう そんちよう こ たい ほご えんじょ  
条約は各国がこうした現実<sup>げんじつ</sup>に目を向け、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助  
を促進することを目指しています。

## たい しょう 対 象

さい み まん こ たいしょう たい じょう  
《18才未満のすべての子ども》を対象とします。(第1条)



# 子どもの権利条約



## 第2条

### 【差別の禁止】

#### 差別やいじめは絶対いけないよ

国は、「子どもたちがどんな差別も絶対に受けないよう」守っていくことを世界に約束したんだ。

だから、肌の色や言葉や宗教がみんなと違うとか、どんな家に生まれたとか、家が貧しいとか、からだか不自由だからとか、男だから女だからとかいって、私たちや家族の人をいじめたり、からかったりする人いたら、国は、「差別やいじめは絶対いけない」と言ってみんなを守っていく義務があるんだ。

## 第13条

### 【意見表明権・表現・情報の自由】

#### 意見を言おうよ、表現しようよ、勇気を出して

子どもだって自分の意見を持てるような年齢になったら、自分に関係のあることなら何だって自由に自分の意見を言えるんだ。こうしてほしいとか、そうしてほしいとか、聞いてもらえる機会を作ってもらえるんだよ。それに子どもでも自分の意見を作文とか作品などで発表したっていいんだ。でも、友だちや関係のない人の迷惑になるようなことはいけないよ。

大人は、子どもたちの意見を聞いてもう一度よく考えてほしいんだ。

## 第3条

### 【子どもの最善の利益】

#### 何が一番子どもにとって幸せか、よく考えて

子どもたちのために大人が子どものことを決めるときは、子どもにとって一番いいと思う方法をとっていくよ。大人の勝手な考えで決めてはいけないんだ。

子どもをやむをえず施設などに保護してもらう場合でも、本来子どもの面倒を見る責任のある親たちの事情を十分に考えて決める必要があるんだ。国も子どもたちの世話をする施設や設備が良いかどうかよく監督していく義務があるんだ。

## 第14条

### 【思想・良心・宗教の自由】

#### 心のなかみ、とりあげないで

子どもだって自分の考えがあるんだ。大人も応援するよ。自分が考えている信念や、正しいと思う自分の良心に正直であっていいし、信じている宗教がみんなと違っていてもかまわないんだ。でも、その考えや行為が友だちの心を傷つけたり、たくさんの人たちに大変な迷惑をかけることはいけないんだ。だから判断に迷ったら家族の人によく相談してみよう。

## 第6条

### 【生命への権利、生存・発達の確保】

#### かけがえのない命、大切に育てて

すべての子どもに生きていく権利があるんだ。生きている値打ちがあるんだ。だから大人たちは、子どもたちが生きていくために、育ていくために、一生懸命に頑張っていくなくてはならないんだ。



第15条

【結社・集会の自由】

集まろうよ、楽しいよ

子どもだって、みんなと話し合うためとか何かをするために集まってもいいんだ。でも暴力を振るうためとか何か悪いことをするためとか、他の人に迷惑をかけるような集まりはいけないうんだよ。それ以外ならいろんなグループやクラブを作ってみんなのために活動しようよ。

第23条

【障害を有する児童の権利】

障害があっても

みんなで参加しようよ

心やからだに障害がありハンディキャップを持つ子どもたちにも、みんなと一緒に楽しい社会生活に参加する権利があるんだ。

ハンディをもつ子どもたちがみんなと一緒に楽しく参加できるよう、相手の身になってみんなで知恵をだしあおうよ。

地域の行事や体育大会とか、文化祭とか修学旅行とかみんなで参加して、いっぱい楽しい思い出づくりをしようよ。



第16条

【プライバシー・通信・名誉の保護】

守ってよ、私のプライバシー

子どもにだって他人に知られたくない自分の秘密があるはず。家での生活のこと、家族のこと、からだのこと。日記とか手紙とかが他人に勝手に見られたり、言いふらされたりしたらどんな気持ちができるだろう。ありもしないことを言われて仲間はずれにされたらどんなにくやしいだろうか。そんなことは許されないことなんだよ。

君たちも、他人の日記や手紙を勝手に見えてはいけないうんだよ。これはとっても大切なルールだから守っていこう。

第28条

【教育への権利】

勉強したいよ、正しく導いて

子どもたちは、教育を受ける権利があるんだ。国は、小学校と中学校の教科書は無料にして、みんなが安心して学校にいけるようにしているんだ。

世界中には、貧しくて学校に行けずに字の読めない子どもたちがいっぱいいるんだ。日本は、そんな国をもっと応援しなくちゃならないんだよ。

第19条

【親による虐待・放任・搾取からの保護】

いけないよ!暴力での解決は

親だからといっても、むやみに子どものからだや心を傷つけたり、むごい行いをしたり、無責任に放置したりしてはいけないんだ。先生だって子どもをたたいたり、暴力を振るうことはいけないうんだよ。子ども同士だって同じだよ。



# 親の責任・義務

## 第5条 【親その他の者の指導の尊重】

### 親の責任・義務

この条約によって認められている子どもたちの権利を守っていくために、親たちは子どもの成長の程度に応じて、そのときに一番いいと思うアドバイスなどをして子どもを導いて下さい。親にはそうする責任と権利及び義務があります。国もそれを尊重します。

## 第18条 【親の第一次的養育義務と国の援助】

### お父さん、お母さん！ 子どものこと一番に 考えてね

子どもにとって誰が何と言おうとお父さんお母さんが頼りなんです。保護者として「子どもにとって一番いいことはなんだろう」ということをまず考えて育てて下さい。国も、積極的に保護者の養育を助けていきます。幼い子どもの面倒を見てくれる家族のいない家庭では、保育所とかがどうしても必要です。国も、これからもっと便利な施設をたくさん作っていくよう努めます。

## 条約のあゆみ

1945年 「国際連合憲章」  
第二次世界大戦が終わり、世界の人々の平和と自由を保障する。

1948年 「世界人権宣言」  
世界すべての人の尊厳と平等の権利を保障する。母と子の「特別の保護と援助を受ける権利」も保障。

1959年 「児童の人権に関する宣言」  
国際連合が子どもの人権について特別に規定した全10条からなる宣言を行う。

1966年 「国際人権規約」  
基本的人権の保障へと法的拘束力を強める。

1979年 「国際児童年」  
子どもの権利が守られているかどうか国際的に確認し合い、発展させていく運動。

1989年 「児童の権利に関する条約」  
(子どもの権利条約)  
子どもの人権に関する世界最初の国際的な条約。

1994年 日本「児童の権利に関する条約」を批准  
日本もこの条約を批准し、すべての子どもの人権を尊重していくことを確認。

## スクールカウンセラーへの相談

宝塚市の中学校と小学校にスクールカウンセラーの相談の場を設けています。  
臨床心理士の資格をもった「心の専門家」です。子どもの心の相談等、悩み事があれば秘密厳守します。相談してください。

## 宝塚市の相談機関

教育相談（教育支援課）

☎0797-87-1718

青少年何でも相談ダイヤル（教育支援課）

☎0797-84-0937

子どもの権利サポート委員会（子ども政策課）

☎0120-931-170